

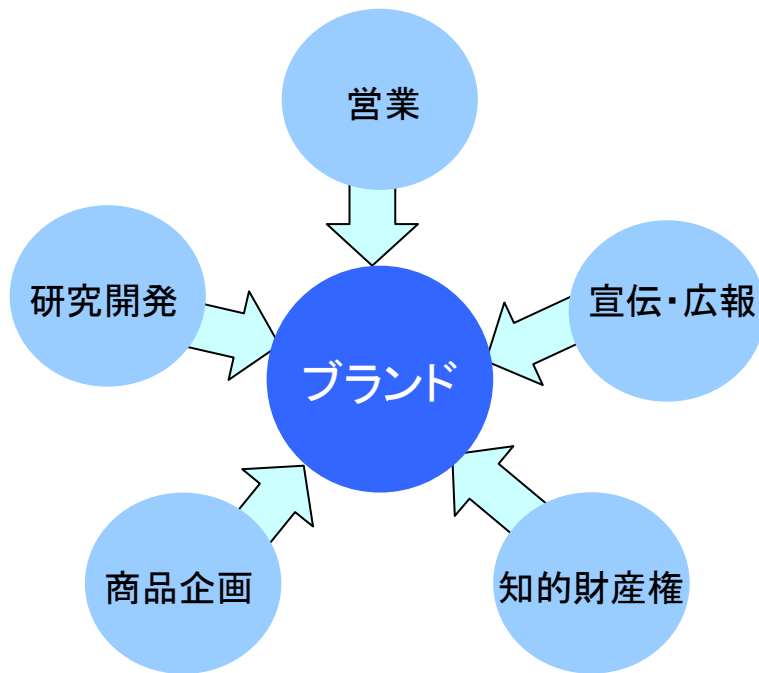
今回の論点

平成22年4月26日

内閣官房知的財産戦略推進事務局

1. 企業におけるブランド構築と知的財産権の活用(1/3)

ブランドは、企業における様々な活動の総体として構築・維持・向上されるもの。
「ブランド」=商標(マーク)、デザインではない。



《現状》

➤日本の企業が有するブランドに対する評価は高いとは言えず、向上の余地あり。

上位ランキングされているブランド数の各国比較

	米	独	仏	日
10位以内	8	0	0	1
30位以内	18	3	1	3
100位以内	51	11	8	7
名目GDP構成比	25.2%	6.1%	4.7%	8.0%

出典: ベスト・グローバル・ブランド、2009ランキング(インターブランドランキング)に基づき作成

- 他国に誇れる技術、地域資源がありながら、これらを有効に活用したブランドの構築が十分でない。
- 企業経営部門、マーケティング部門等、企業におけるブランド構築・構築に関わる者における知的財産権の理解が十分でない。
- 特許権、意匠権、商標権を組み合わせ、競争力の源泉を保護する戦略構築が十分でない。
- また、地域中小企業が独力でブランド構築するには限界がある。

1. 企業におけるブランド構築と知的財産権の活用(2/3)

《論点》

【企業におけるブランド構築の促進】

企業におけるブランドの構築やその維持、向上を促進するため、技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう、企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者の意識向上を図るべきではないか。

《参考》ブランド構築における知的財産権の活用事例

・製品だけでなく、消費者との接点を知的財産権で保護

社名変更にあわせ、全製品の梱包箱のデザインをリニューアルし、統一。また、出所をアピールするために各製品のブランドロゴは入れずに、社名ロゴで統一。そのような梱包箱のデザインを国内外で意匠権として広く権利化。意匠制度のない国では立体商標も活用。

・製品の特徴的機能をデザインで表現し、意匠権でも保護

スポーツウェアの背中のサポート機能を強化した特殊な機能を持つ部分をあえて分かりやすくデザインして、「機能を目に訴える」ことで機能をアピール。その機能を実現する技術の特許権で保護しつつ、製品概観を意匠権で保護。

・技術そのものをブランド化

製品やサービスではなく、それらに使われる技術自体をブランド化。光触媒を利用した浄化技術について、陶器等の自社製品だけでなく、自動車用バックミラーや建材等、自社が手がけない分野での同技術の応用について特許権や商標権を取得。

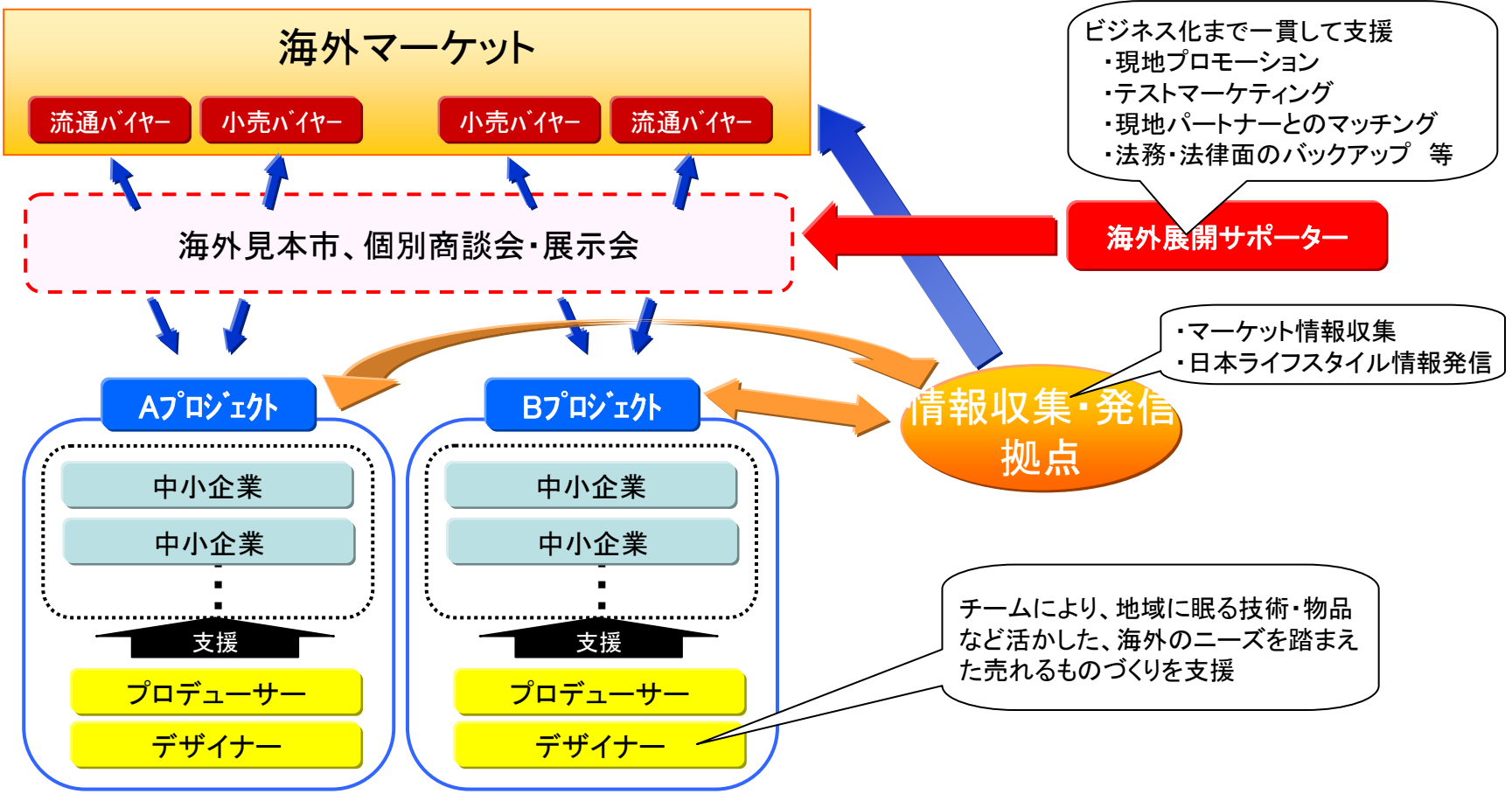
1. 企業におけるブランド構築と知的財産権の活用(3/3)

《論点》

【地域中小企業に対するブランド構築の支援】

地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いた世界に通用するブランドの構築するため、支援策の強化を図るべきではないか。

<現在検討中の支援策(イメージ)>



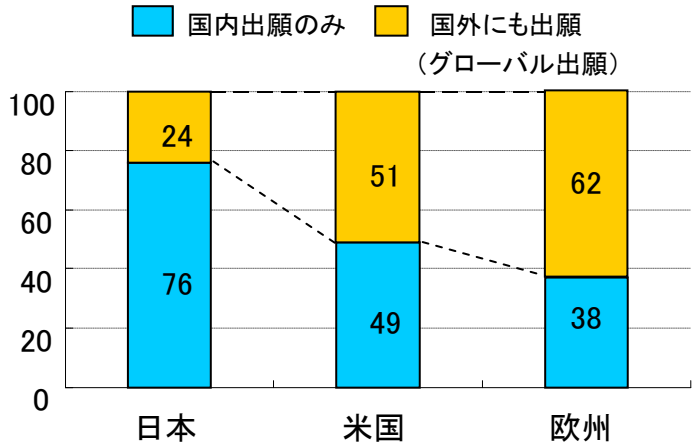
2. (目標指標関連) 特許の海外出願比率について(1/3)

《論点》

低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築するという取組に対して、「特許の海外出願比率(日本特許庁への出願のうち、海外にも出願された件数の比率)を高める(24%→35%)」という目標設定が適切か。

※ここでの「海外出願比率」は下欄の「グローバル出願率」

国内のみに出願されている特許出願割合



出典: 特許行政年次報告書2009年度版

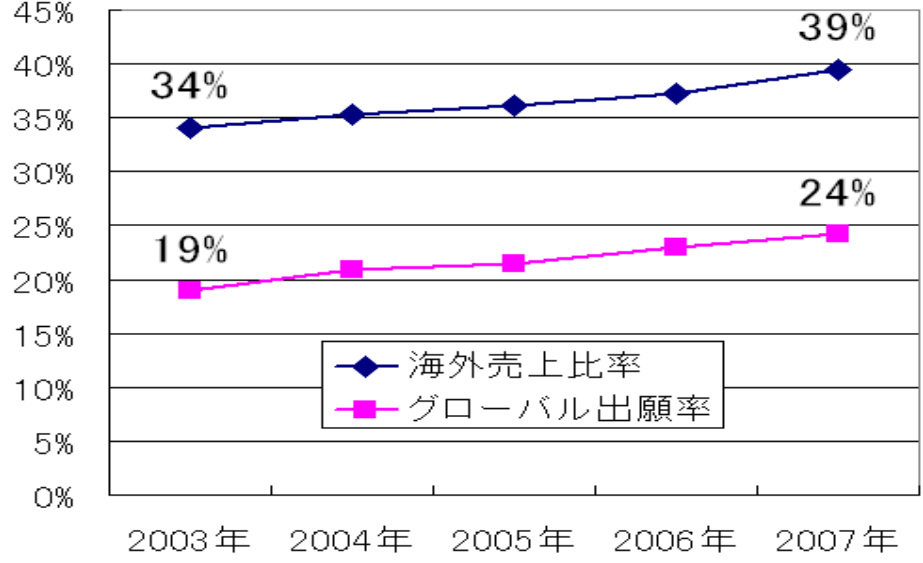
《グローバル出願率》

日本出願人が日本特許庁へした出願のうち、外国特許庁へも出願される件数の比率。例えば、1つの日本特許庁への出願に基づき、2つの外国特許庁へ出願された場合、1件のグローバル出願としてカウント。

日本については、2007年出願、米欧については、2006年出願に基づくデータ。

なお、欧州については、欧州域外への出願比率は約49%。

海外売上比率とグローバル出願率



出典: グローバル出願率は「特許行政年次報告書2009年度版」に基づき作成
海外売上比率は「フィディリティ・インサイト」(2008年)に基づき作成; TOPIX
の中で海外売上比率が取得可能であった約400社を集計; 各年3月期の値。

これまで海外売上比率の増加にともなって、グローバル出願率も上昇。

2. (目標指標関連) 特許の海外出願比率について(2/3)

《特許の海外出願比率を目標指標とすることに対する懸念》

- 海外出願比率を高めるとい目標指標は、限られた事業資源の中で、知財について一生懸命考え活用している企業の立場からすると、おかしい目標に見える。
- 海外出願比率を高めるとい目標指標は日本の出願件数に左右される(分母が小さくなれば達成される)目標であり、年間の出願件数が減少している状況下で指標とするのは好ましくない。海外出願件数を目標指標とするべきではないか。

海外売上比率上位企業(個別企業)のグローバル出願率

		グローバル出願率	海外売上高比率
輸送用機器	A社	19.5%	74.3%
	B社	39.5%	84.8%
	C社	53.4%	88.1%
電気機器	D社	42.2%	74.4%
	E社	37.5%	77.6%
ゴム製品	F社	17.0%	74.0%
化学	G社	48.8%	69.0%

出典: グローバル出願率は「特許行政年次報告書2009年度版」に基づき作成(2007年出願に基づくデータ。)

企業及び海外売上比率は日経新聞ランキング特集より抽出。海外売上高比率は、C社、F社2006年12月決算値、その他は2007年3月決算値。

- 個別企業ごとにみると、グローバル出願率(海外出願比率)と海外売上高比率の相関はまちまち。
- 特許はあくまで事業活動の際のツールであり、特許をどのように活用するかは各企業の戦略によるところが大きいのも事実

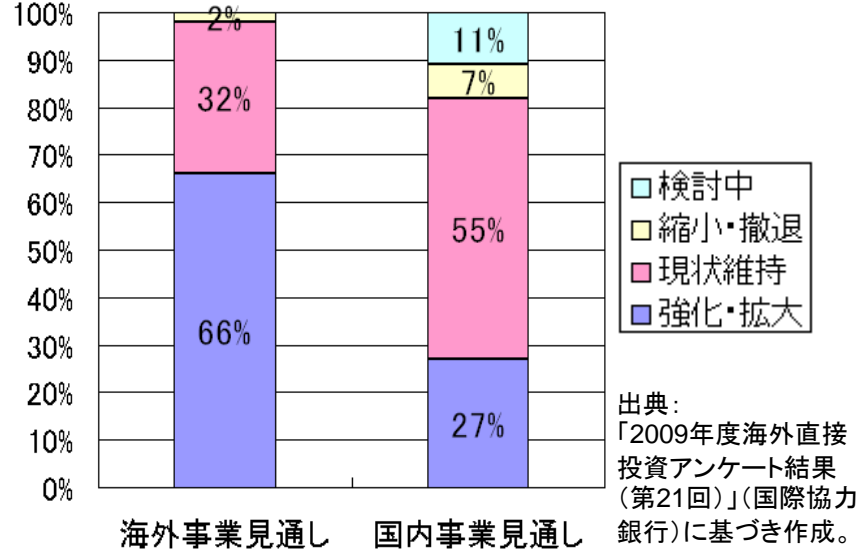
2. (目標指標関連) 特許の海外出願比率について(3/3)

グローバル出願率と海外事業活動の日米欧比較

	日	米	欧	
			英	独
グローバル出願率	24%	51%	62%	
海外売上比率	53%	42%	63%	
輸出額/GDP	16%	8%	16%	37%

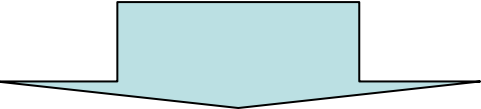
出典: グローバル出願率は「特許行政年次報告書2009年度版」。2007年出願に基づくデータ。
 海外売上比率は「投資戦略マンスリー2007年7月号」(国際投信投資顧問株式会社)。海外資産が多い上位100社を集計した、2004年のデータ。
 輸出額、GDPは「国際比較統計」((財)国際貿易投資研究所)。2007年のデータ。

我が国企業の事業見通し(今後3年)



➤ グローバル出願率と海外事業活動とを国全体として比較すると、欧米と比較して海外での特許取得活動は低調。

➤ また、経済のグローバル化の進展に対応し、事業活動の海外展開も強化・拡大が見込まれる。



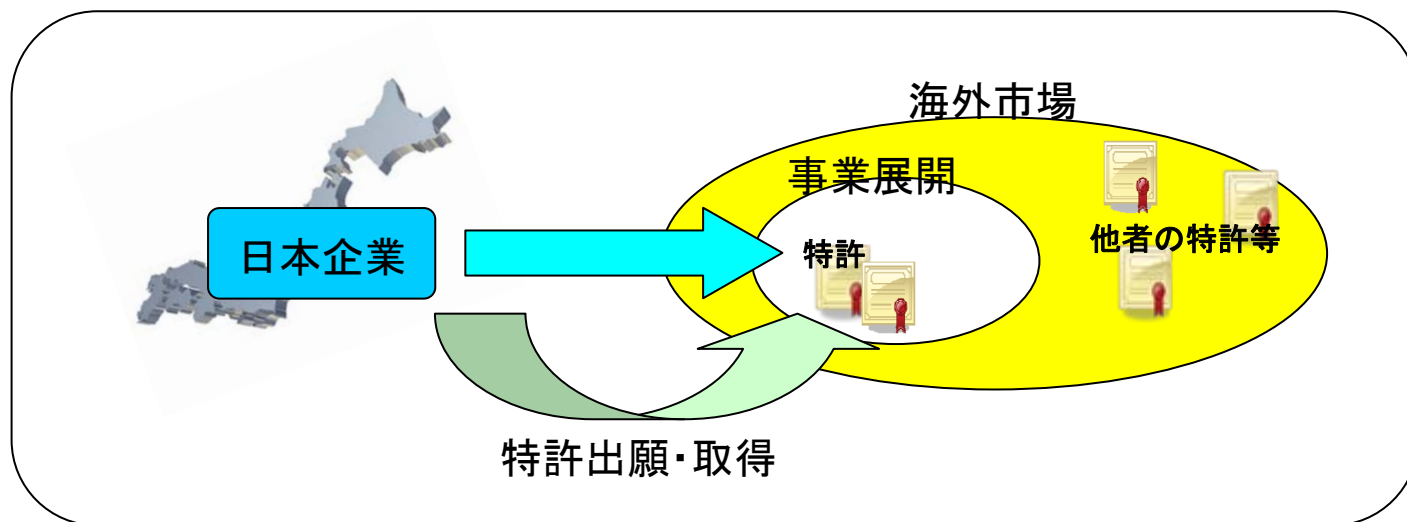
- ◆ 日本企業全体としてみれば、グローバルな特許取得を促進するという方向性は妥当。
- ◆ そのための施策として、グローバルな特許取得を可能とする基盤を整備を進めるべく、特許審査のワークシェアリングの質の向上・量の拡大、特許制度の国際調和に関する施策を予定している。

【目標指標例】

特許審査結果の実質的な相互承認に向け着実に前進する(例: 日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備、海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ(PPH)利用可能率を約70%→90%)

この指標の他に、「特許の海外出願比率を高める(24%→35%)」という指標は必要か。

海外事業展開と知的財産権



海外において事業展開するにあたって...

- 国毎に特許などの知的財産権を取得する必要(他言語での特許出願・審査手続等)
- 他者の特許などの知的財産権の調査が必要(他言語で存在する特許文献調査)

➡ 単一言語による一つの出願で各国で特許が取得できる制度の整備が理想的ではあるが、即座に実現できるものではないことから、その実現に向けた努力を維持しながら、機械翻訳精度の向上等の取組を着実に進めていくことが必要。

(参考) 海外での知的財産活動と言語の違いによる負担(2/2)

海外での知的財産活動と言語の違いによる負担

		既存の取組等
国毎に特許を取得	出願日の確保	<ul style="list-style-type: none">・特許協力条約に基づく出願により日本語又は英語で出願日を確保することが可能(・諸外国において、特許法条約の加盟が進めば、いずれの言語でも出願日の確保が可能)
	明細書の他言語への翻訳	<ul style="list-style-type: none">・特許専門の日英機械翻訳用の辞書データを低廉な価格で一般ユーザーに提供中。・日米欧韓中(IP5)の枠組みにおけるプロジェクトの一つとして機械翻訳の精度向上に関するプロジェクトを進行中。・日本語からの機械翻訳がより簡便になるような望ましい明細書の事例及び明細書作成における留意点を取りまとめ(2008年)、説明会等で紹介。
	審査手続	<ul style="list-style-type: none">・特許審査結果のワークシェアリングの質の向上、量の拡大。その取組の中で、外国特許庁に対し、日本特許出願の審査関連書類を英語機械翻訳により提供中。
特許の事前調査	外国特許文献情報へのアクセス	<ul style="list-style-type: none">・我が国からの要請等により、中韓もインターネットを通じて特許公報等の英語機械翻訳を2008年から提供開始。・IPDL(特許電子情報図書館)を通じて、韓国及び中国特許文献の英文抄録の提供を2010年3月から開始。